

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程をここに公布する。

令和7年3月18日

神戸市水道事業管理者 藤原政幸

神戸市水道管理規程第13号

神戸市水道局契約規程の一部を改正する規程

神戸市水道局契約規程（昭和39年4月水道管理規程第9号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第2号において「改正部分」という。）及び改正後の欄に掲げる規定の下線又は太線の表示部分（以下第1号及び第3号において「改正後部分」という。）については、次のとおりとする。

- (1) 改正部分及びこれに順次対応する改正後部分が存在するときは、当該改正部分を当該改正後部分に改める。
- (2) 改正部分のみ存在するときは、当該改正部分を削る。
- (3) 改正後部分のみ存在するときは、当該改正後部分を加える。

改正後	改正前
(契約保証金の納付) 第20条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。） <u>第21条の14</u> の規定により管理規程で定める契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあっては、予定価格の100分の5以上）の額とする。 2～4 [略]	(契約保証金の納付) 第20条 地方公営企業法施行令（昭和27年政令第403号。以下「令」という。） <u>第21条の15</u> の規定により管理規程で定める契約の相手方に納付させる契約保証金の額は、契約金額の100分の3以上（物品売却システムを利用して行う入札にあっては、予定価格の100分の5以上）の額とする。 2～4 [略]

附 則

この管理規程は、公布の日から施行し、この管理規程による改正後の神戸市水

道局契約規程の規定は、令和6年4月1日から適用する。